

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月18日
【報告者の氏名又は名称】	日本電気株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区芝五丁目7番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目7番1号
【電話番号】	(03)3454 - 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部マネージャー 安井 裕子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	日本電気株式会社 (東京都港区芝五丁目7番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」および「当社」とは、日本電気株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、NECフィールドディング株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入または切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数または日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数または日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 平成26年1月31日付公開買付届出書(訂正届出書を含みます。)および本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部または一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

NECフィールドディング株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成26年1月31日（金曜日）から平成26年3月17日（月曜日）まで（31営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4および府令第30条の2に規定する方法により、平成26年3月18日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	16,411,963（株）	16,411,963（株）
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	16,411,963	16,411,963
（潜在株券等の数の合計）		（ ）

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	530,119
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年12月31日現在)(個)(g)	545,343
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	97.20

(注1) 「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、当社が所有する株券等(36,711,963株)に係る議決権の数(367,119個)および令第7条第1項第2号に基づき当社の所有に準ずる株券等に該当する当社が議決権行使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託)とする退職給付信託に拠出している株券等(16,300,000株)に係る議決権の数(163,000個)の合計を記載しております。

(注2) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成26年1月31日に提出した第58期第3四半期報告書(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された平成25年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としていましたので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の発行済株式総数(54,540,000株)から、対象者が平成26年1月30日に公表した「平成26年3月期 第3四半期決算短信[日本基準](連結)」に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(693株)を除いた株式数(54,539,307株)に係る議決権の数(545,393個)として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。